



GRAPHITE DESIGN INC.



JASDAQ

平成 27 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社グラフィットデザイン
代表者名 代表取締役社長 松田 喜良
(JASDAQ コード番号 7847)
問合せ先 取締役管理本部 窪田 悟
(TEL. 0494-62-2800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 13 日開催の当社取締役会において、平成 27 年 5 月 28 日開催予定の当社第 26 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施工されることに伴い、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることとなり、それらの取締役及び監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案 31 条及び第 42 条の一部を変更するものであります。なお、定款第 31 条に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 日程

平成 27 年 5 月 28 日 (第 26 回定時株主総会開催) を定款変更の効力発生とする。

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令が規定する金額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の</u>取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の</u>限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、<u>240 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額</u>とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の</u>監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の</u>限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上